別紙２

暴力団排除に関する誓約事項

　当事業補助対象者は、施設園芸電気料金緊急支援事業の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条

例（平成23 年埼玉県条例第39 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以

下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人であ

る場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与し

ている者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴

力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者

に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると

き。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供

与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非

難されるべき関係を有しているとき。

所在地：

氏　名：

法人名：

代表者職・氏名：